

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 水道事業会計

事業名	水道事業（上水道事業）（簡易水道事業） 末端給水		
事業開始年月日	昭和31年3月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名※	弟子屈町	職員数※（H19. 4. 1現在）	6名
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	104（H18）	公営企業債現在高（百万円）	858（H18）
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	99（H18）
不良債務（百万円）	0	財政力指数※	0.26（H18）
資金不足比率（％）	0	実質公債費比率※（％）	22.1（H19）
		経常収支比率※（％）	87.4（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	弟子屈町長 徳永哲雄
既存計画との関係	公営企業健全化計画（平成18年度から平成27年度）
公表の方法等	広報、ホームページ、議会の報告予定
基本方針	経営健全化に向け、経営基盤の強化に当たり、事業の統合を検討し、安定した水源の確保に努めるもの。経営の強化に当たり、適切な建設投資、施設の防災安全対策、公共工事コスト縮減に取り組む。水道料金については、適正な原価を基礎とする。なお、一層の自助努力により独立採算制の基本原則に基づき経営に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		98	28	126
	補償金免除額		15	5	20
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		43		43

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	26,603	98,025	9,129	133,757
	簡易水道事業			18,846	18,846
合 計 (A)		26,603	98,025	27,975	152,603
※ 一 般 会 計 の う ち (再掲)	水道事業		0	0	0
	簡易水道事業			650	650
合 計 (B)		0	0	650	650
公営企業で負担するもの (A)-(B)		26,603	98,025	27,325	151,953

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 一 般 会 計 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業		43,346		43,346
合 計 (A)			43,346		43,346
※ 一 般 会 計 の う ち (再掲)	水道事業		0		0
合 計 (B)			0		0
公営企業で負担するもの (A)-(B)			43,346		43,346

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	<p>料金収入は、人口の減少、官公庁の撤退、商店及び事業所の閉鎖により、ここ数年、毎年減少している。この傾向は今後も続くと思われ、収入増は見込まれない。また、弟子屈町は、山間部に位置しており、上水道の弟子屈市街への給水は、2箇所の水源と浄水場から送水しており、簡易水道は3箇所からなり、川湯簡易水道の川湯温泉市街への給水は、2箇所の水源、1箇所の浄水場から、美留和簡易水道、屈斜路簡易水道はそれぞれの浄水場から給水している。水源が豊富なことから、4箇所の浄水場にはそれぞれ別々の水源から送水している。これらから、1箇所当たりの浄水場、水源に対する負担は軽減され、災害等の緊急時は、対応方法を選択することが出来る。しかし、維持管理には、担当職員の負担が多く、費用負担の軽減は難しい。</p>										
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 622 628 685">課題 ①</td> <td data-bbox="628 622 1471 801"> <p>美留和簡易水道の水源である浅井戸は、崩落の経緯があり、不安定であることから、建設、維持管理費用を考慮し、新たに水源を確保するか、既存の井戸を整備するか検討が必要である。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 801 628 864">課題 ②</td> <td data-bbox="628 801 1471 1048"> <p>弟子屈浄水場の遠隔監視装置設備が、平成19年度に完了することにより、平成20年度以降、川湯、美留和簡易水道の浄水場の電気計装設備を整備し、弟子屈水道の監視システムを整備する必要がある。また、簡易水道の機械設備の更新が遅れていることから、優先順位により逐次更新整備をする必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1048 628 1111">課題 ③</td> <td data-bbox="628 1048 1471 1227"> <p>平成9年度に水道料金改定以後、水道料金は改定されていないが、今後、経費、投資による支払利息、減価償却費の増額が見込まれるため、適正な料金改定を検討する必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1227 628 1290">課題 ④</td> <td data-bbox="628 1227 1471 1370"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1370 628 1433">課題 ⑤</td> <td data-bbox="628 1370 1471 1518"></td> </tr> </table>	課題 ①	<p>美留和簡易水道の水源である浅井戸は、崩落の経緯があり、不安定であることから、建設、維持管理費用を考慮し、新たに水源を確保するか、既存の井戸を整備するか検討が必要である。</p>	課題 ②	<p>弟子屈浄水場の遠隔監視装置設備が、平成19年度に完了することにより、平成20年度以降、川湯、美留和簡易水道の浄水場の電気計装設備を整備し、弟子屈水道の監視システムを整備する必要がある。また、簡易水道の機械設備の更新が遅れていることから、優先順位により逐次更新整備をする必要がある。</p>	課題 ③	<p>平成9年度に水道料金改定以後、水道料金は改定されていないが、今後、経費、投資による支払利息、減価償却費の増額が見込まれるため、適正な料金改定を検討する必要がある。</p>	課題 ④		課題 ⑤	
課題 ①	<p>美留和簡易水道の水源である浅井戸は、崩落の経緯があり、不安定であることから、建設、維持管理費用を考慮し、新たに水源を確保するか、既存の井戸を整備するか検討が必要である。</p>										
課題 ②	<p>弟子屈浄水場の遠隔監視装置設備が、平成19年度に完了することにより、平成20年度以降、川湯、美留和簡易水道の浄水場の電気計装設備を整備し、弟子屈水道の監視システムを整備する必要がある。また、簡易水道の機械設備の更新が遅れていることから、優先順位により逐次更新整備をする必要がある。</p>										
課題 ③	<p>平成9年度に水道料金改定以後、水道料金は改定されていないが、今後、経費、投資による支払利息、減価償却費の増額が見込まれるため、適正な料金改定を検討する必要がある。</p>										
課題 ④											
課題 ⑤											
留意事項											

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率*	(%)	102	107	104	105	103	98	99	99	103	105
総収支比率(法適用)	(%)	105	110	108	109	107	100	101	103	107	108
経常収支比率(法適用)	(%)	105	110	108	109	107	100	101	103	107	108
営業収支比率(法適用)	(%)	134	134	129	137	134	121	120	120	119	119
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	(%)	2	2	2	2	2	2	2	1	1
	うち基準内繰入金	(%)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	うち基準外繰入金	(%)	1	1	1	2	2	1	1	1	1
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	1	1	1	2	2	1	1	1	1
	うち赤字補てん的なもの	(%)									
	資本的収入分	(%)	12	14	4	5	5	4	3	33	33
	うち基準内繰入金	(%)	6	7	2	3	3	2	2	20	20
	うち基準外繰入金	(%)	6	7	2	3	3	2	1	13	13
うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	水道料金は、能率的な経営における適正な原価を基礎として、健全な経営を確保するものである。料金の原価は、営業費、支払利息等の経営に要する経費、減価償却費等の内部留保資金を留保し得る料金とするものである。料金収入については、今後、わずかではあるが、減少の見込みである。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入金については、減少していく。また、基準外繰入金については、現在、予定や協議している事業等はないため、減少していく。このことから、他会計繰入金については、減少する見込みである。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	簡易水道の浄水場の設備の更新時期が経過しており、可能なかぎり年次計画を立てて投資をする必要がある。また、水源である井戸が、崩落の経緯があることから、今後、整備方法によっては、多額の投資の可能性がある。資産の売却については、売却しうる資産はあるが、収入の見込みには至っていない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	現状が現在と変わらないとして、収支見通しを立てている。農業用水道の法適用し、簡易水道となった場合には、一般会計間で、収支見通しが変わることとなる。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>平成13年度に、組織見直しに伴い水道(企業)職員を1名減により、現在、6名となっており、今後、全会計では5年間で18名の減(△12%)を目標としているが、水道(企業)では同数とする。</p> <p>高齢層職員昇給停止(55歳以上)、退職時の特別昇給の廃止、給与構造の見直しについては、既の実施済みである。また、地域寒冷地手当についても減額している。</p> <p>現在、技能労務職員に相当する職種に従事する職員はいません。</p> <p>現在、勸奨退職に限り4～12号俸の特昇を実施しているが、今後新たに施設の民営化を検討している中で、本制度が果たす役割を期待できる部分もあるが、職員の新陳代謝の促進、組織の活性化、更に公務能率の増進等、今後は勸奨退職制度のあり方について、定員管理の適正化が図られた時点において廃止に向けた見直し・検討を行う必要がある。(平成18年度から勸奨退職年齢を50歳から45歳に5歳引き下げを実施)</p> <p>町に準じ、北海道市町村職員共済組合、北海道市町村職員福祉協会等に係る積立金、貸付金等について、福利厚生事業に伴い払い込みしている。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>新水道料金システムの導入により、納付書、督促状等の作成による委託料の不用額による経費の縮減、及び、一般会計(農業用使用料)、下水道事業特別会計、温泉事業特別会計等の他会計による共同利用により経費負担分が減少され経営効率化されている。</p> <p>民間活用は、検針業務、集金業務による委託にとどめ、指定管理者制度の活用、PFIの活用を推進していない。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	
<input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	
<input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報 公開	財政状況については、町広報により実施しているが、経営健全化については今後実施する。
<input type="checkbox"/> 行政評価の導入	今後、検討する。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金は、生じていない。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計との協議済の基準外繰り出しについては、減少しており、今後協議を予定している繰り出し事項はないことから、さらに解消することになる。
4 その他	収入の確保として、未集金の徴収対策として現在実施している納付誓約、給水停止を引き続き実施する。経費の削減として、外部委託している修繕等について、部品調達により、出来る限り直営で行ない経費削減を図る。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
4	未収金の徴収対策				納付誓約	給水停止実施		給水停止実施	給水停止実施	給水停止実施	給水停止実施	給水停止実施	給水停止実施
	改善額				1	2	3	1	2	3	4	5	15
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用			土地売却									
	改善額(収入増額)			2			2						
	その他(負担金の増)			システム負担軽減	システム負担軽減	システム負担軽減							
	改善額			4	4	4	12						
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	41	40	36	36	36		36	36	36	36	36	36
	改善額	-4	-3	1	1	1	-4	0	0	0	0	0	0
	給与水準	41	40	36	36	36		36	36	36	36	36	36
	改善額	-4	-3	1	1	1	-4	0	0	0	0	0	0
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6
	増減数(人)												
4	維持管理費等	31	32	42	36	35		34	34	33	33	33	33
	改善額(適正化)	10	9	-1	5	6	29	1	1	2	2	2	8
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	744	744	764	806	858		892	847	727	653	589	
	増減												
	計画前5年間改善額 合計						42						23
	(参考) 補償金免除額												20

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	7.6	7.8	7.8	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7
年間総収水量(千m ³)	733	749	759	739	722	720	720	720	720	720
公称施設能力(m ³ /日)	6,450	6,450	6,450	6,450	6,450	6,450	6,450	6,450	6,450	6,450
1日最大配水量(m ³ /日)	3,970	3,675	4,514	3,870	3,707	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
最大稼働率(%)	62	57	70	60	57	55	55	55	55	55
供給単価(円/m ³)	219.7	219.8	218.2	218.6	218	226.2	226.2	226.2	226.2	226.2
給水原価(円/m ³)	217.9	207.6	210.9	210	212	216.7	221.3	218.3	215.1	211.7

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

地域水道ビジョンを作成する際、営業水道の法適正化を含めて、上水道事業、簡易水道事業の統合計画を作成する。実施に向けて民間の委託業務により、平成19年度から3ヶ年程度を見込みとりまとめる。